

# 自治体行政はコミュニティをどのように認識しているか？ —2019年全国都市自治体アンケート調査から—

日本都市センター 研究員 黒石 啓太

本稿では、2019年に日本都市センターが全国の都市自治体を対象として実施した「地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関するアンケート」の調査結果をもとに、「自治体行政はコミュニティをどのように認識しているか」という視点から、今後のコミュニティと自治体行政の関係を検討した。そのうえで、今後のコミュニティ施策を考えるにあたっては、①地域の活動主体が多様であることの認識、②コミュニティ活動に関する「ミスマッチ」の可能性、③積極・消極両面からのアプローチといった論点がありうるという問題提起を行った。

## はじめに

新型コロナウイルス感染症は、我々の日常生活にいくつかの課題を提起することとなった。そのうちのひとつが、今後の地域社会のあり方であろう。これまで、ボランティアの緊密な関係性によって支えられていたコミュニティは、人と人との関わり合いが「濃密」であればあるほど活発になるものと考えられていたところがあるのではないだろうか。

今日のコロナ禍、そしてポストコロナの社会においては、人と人との関わり合いをどのように再構築していくかが問われることになろう。もっとも、コミュニティについていえば、コロナ禍でその深刻な状況に拍車がかかったといえるかもしれないが、そもそも人口減少や高齢化の影響により、その組織や活動を維持することに課題を抱えていた地域も少なくない。

コミュニティの活動が、地域社会に生きる我々にとって欠かすことのできないものである一方で、その態様は実に多様である。この点について、いわゆる自治会・町内会といった地縁型のコミュニティやNPO等の現状に関する調査や先行研究には一定の蓄積があり、これらからは多くの示唆を得ることができよう。

また、地域課題の解決の主体という観点からは、

自治体行政の役割も決して小さくない。地方分権改革を経た今日の自治体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」（地方自治法第1条の2）とされ、多くの事務についての権限と責任を有することとなった。

この意味で、コミュニティと自治体行政は、いずれも地域の重要なアクターであり、よりよい地域の将来を展望しようとする、両者のあり方や関係性が検討されなければならないことになる。自治体行政とコミュニティを含む他の団体との（公民）連携や協働については、すでに多くの研究者や実務者が関心を向けており、今日では数多くの試みがなされている。その一方で、そもそもコミュニティは自治体行政に対して、あるいは自治体行政はコミュニティに対してどのような認識を持っているかということについての全国規模でのデータが十分に存在する状況であるとはいいがたい。

このような背景を前提として、（公財）日本都市センターでは、2018（平成30）～2019（令和元）年に複数名の市長と学識者からなる「地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関する研究会」を設置して調査研究を実施した。同研究会の主眼は、協議会型住民自治組織や地域運営組織と

いった多様な主体から構成される類型のコミュニティの存在とその活動状況も踏まえ、地域コミュニティにおける専門の人材等の確保と人づくりのあり方を検討することになったが、同研究会として実施したアンケート調査においては、「自治体行政がコミュニティをどのように認識しているか」を理解するうえで有益と思われる設問項目も有していた。

そこで本稿では、上記研究会で実施したアンケート調査の結果から、自治体行政、とくに都市自治体の行政（コミュニティ担当課）が、自らの地域におけるコミュニティ活動の主体や現状と課題についてどのように認識しているのかを紹介する。なお、アンケート調査の調査概要については後述のとおりであるが、本調査はコロナ禍以前に実施したものであるものの、前述のとおりコミュニティが抱える課題は、コロナ禍以前から存在していたものが、コロナ禍で顕在化・深刻化したものであるとも考えられることから、本調査の結果は、今後のコミュニティを検討するうえでも一定程度の有効性を持つものであると考える。

## 1 アンケート調査にみる地域の多様性

### (1) アンケート調査の概要

先に述べた「地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関する研究会」の成果物としては、『コミュニティの人材確保と育成－協働を通じた持続可能な地域社会－』（2020年）がある。同書は、研究会にご参加いただいた4名の学識者の論考のほか、講演録・現地調査報告、アンケート調査結果（研究会委員市アンケート調査および全国アンケート調査の結果）を所収しているが、紙幅等の都合上、アンケート調査については、詳細な分析を掲載していない。

そこで本稿では、同書所収の「地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関するアンケート（以下、「全国アンケート」という。）」のうち、「自治体行政がコミュニティをどのように認識しているか」を検討するにあたって関連する設問を抜粋して取り上げる。全国アンケートの調査概要は以下のとおりである。

### 調査概要

- 調査名称  
「地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関するアンケート」
- 調査期間  
2019（令和元）年3月6日～3月29日
- 調査対象  
全国815市区
- 調査方法  
各市区コミュニティ担当課宛に調査票を郵送配布し、郵送・FAX・メールで調査票を回収した。
- 回収結果  
464市区（56.9%）

### (2) 本稿における「コミュニティ」の考え方

全国アンケートでは、「コミュニティ」の範囲について、自治会・町内会にくわえ、以下のような組織や団体をも含むものとして定義し、一般的な概念よりも広く捉えている。これは、調査設計段階において、地域には多様な活動主体が存在することを前提とし、その活動実態を把握することも調査の目的の一つとして位置づけたことによるものである。

- 地縁型住民自治組織（例：自治会・町内会）
- 協議会型住民自治組織（例：地域まちづくり協議会、住民自治協議会）  
…市域を複数の地区に区分し、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、PTA、企業等の多様な主体によって構成される地域課題の解決のための組織のこと。
- テーマ型コミュニティ
- NPO（特定非営利活動法人）
- 老人会・老人クラブ、婦人会・女性会、消防団
- 地区防災組織、地区社会福祉協議会
- 地域運営組織  
…地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。〔参考：総務省（2018）「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究報告書」〕
- 地域自治区  
…地方自治法第202条の4以下で規定されるもの及び市町村の合併の特例等に関する法律第23条以下で規定されるもの。

### (3) コミュニティの活動状況

以下では、「自治体行政はコミュニティをどのように認識しているか」という問いについて、全国アンケート各設問を見ていく。まず見るのは、「貴市におけるコミュニティの活動の状況は、全体としてどのようなものですか」(択一)という設問である。前述のとおり、全国アンケートでは、多様な組織や団体を「コミュニティ」としてとらえているという性質上、それぞれの自治体や地域によって、中心的な活動主体が異なる(後述)ことや、また同一の自治体内部でも地域によって活動の形態や活発さが異なることが想定されたため「全体として」の認識を問うこととした。

その結果、「三大都市圏の大都市等<sup>1</sup>」、「三大都市圏の一般市」、「三大都市圏以外の大都市等」、「三大都市圏以外の一般市」といういずれの区分においても、「全体としてみれば、活動は活発である」という回答が過半数を超えた。とくに、「三大都市圏の大都市等」、「三大都市圏以外の大都市等」の自治体行政<sup>2</sup>は、概ね80%の都市自治体が(全体としてみれば)活発であると認識していた。一方で、同様の認識を示した「三大都市圏の一般市」は61.1%、「三

大都市圏以外の一般市」では51.6%にとどまっている。

また「全体としてみれば、活動はそれほど活発ではない」との回答を見ても、大都市等に比して一般市の自治体行政は、地域におけるコミュニティの活動が必ずしも活発な状況にあるとは認識していないことを確認できる。

### (4) コミュニティが抱える課題

このような認識を踏まえ、「コミュニティの抱える課題についてどのようなものがありますか」(上位5つまで)という設問を検討する。これについても、あくまで「自治体行政」の認識であり、実際のコミュニティ組織の課題認識とは齟齬が生じている可能性もあるが、現実的な問題として、全国アンケートで対象とする「コミュニティ」に対して悉皆的な質問紙調査を行うことは極めて困難であること、調査票送付先がコミュニティ担当課であるため、自治体行政の中では最もコミュニティの現状や課題を認識していると想定されることから、本項目の調査結果についても一定程度の価値があるものと思われる。

まず、いずれの種類の都市自治体でも概ね共通して課題として認識されていたのは「地域における高齢化の進行」、「活動のリーダーや担い手の不足」であった。これらの課題については、全国的にコミュニティが抱えている課題であるとして理解して良さそうである。地域における高齢化の進行とそれに伴って生じる人材不足は、「地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関する研究会」の問題意識の一つであった。

日本都市センターが刊行した報告書『団塊世代の地域参画－コミュニティの再生を目指して－』(2007年)では、当時の社会課題となっていた団塊の世代の社会参加等を検討している。団塊の世代の地域参画がどれほど進んだのかについての定量的な研究は必ずしも多くないが、今日ではこの世代もすでに

表1 コミュニティの活動状況 (n=464)

	三大都市圏の大都市等	三大都市圏の一般市	三大都市圏以外の大都市等	三大都市圏以外の一般市
全体としてみれば、活動は活発である	79.5%	61.1%	82.1%	51.6%
全体としてみれば、活動はそれほど活発ではない	13.6%	36.6%	12.8%	40.4%
全体としてみれば、活動は活発ではない	2.3%	0.0%	0.0%	2.0%
その他	4.5%	2.3%	5.1%	3.2%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%

出典：全国アンケート調査結果をもとに筆者作成

1 本稿でいう「大都市等」は、特別区、指定都市、中核市、施行時特例市を指す。ただし、特別区については東京都にしか存在しないため、「三大都市圏以外」については、指定都市、中核市、施行時特例市のみを指すことになる。  
 2 ここでは「自治体行政」を主語とするが、より正確に言えば、基本的には調査票の送付先である各市区コミュニティ担当課の認識が示されているものと考えられる。ただし、複数の政策分野にまたがる設問を有するアンケート調査であることから、各市の庁内各課等で適宜回答内容の照会・調整が行われていることが想定される。

70歳を超えている。その意味で、コミュニティ組織に限らず、一定の年齢層に依存した組織や団体の持続可能性が問われることになっていると言える。

一方で、都市の類型ごとに結果に差異がみられる項目もあった。例えば「地域における人口減少」については、「三大都市圏以外の一般市」では77.6%とかなり高い水準にあるが、「三大都市圏の大都市等」で22.7%、「三大都市圏の一般市」で49.6%、「三大都市圏以外の大都市等」で51.3%という結果が出ている。一般的には人口減少が全国的な課題となっているものの、コミュニティについての自治体行政の認識としてこれを挙げたのは、三大都市圏以外で高い傾向にあった。

逆に「自治会・町内会加入率の低下」については、三大都市圏や大都市では65%を超える自治体行政が深刻な課題と認識しているなか、「三大都市圏以外の一般市」では50%を下回っている。この点については、研究会委員市を対象としたアンケート調査でも、「基本的には地域コミュニティがうまく形成、維持されていると考えており、住民自治組織そ

のものの存廃に対する懸念はあまりない」（日本都市センター編 2020, p.248）との自治体行政の認識があるなど、地域によって評価や認識には幅があるようである。

「住民意識、ライフスタイルの変化」については、三大都市圏であるか否かを問わず、一般市に比べて大都市等での課題意識が強いことが読み取れる。これはいわば、都市化の度合いが影響しているものであると思われる。

#### (5) 地域におけるコミュニティ活動の中心主体

ここまで、コミュニティの活動状況とコミュニティが抱える課題についてみてきたが、これらには三大都市圏であるか否か、あるいは都市の規模によって差異を読み取ることができた。このような特徴は、どのような背景から説明されるのだろうか。

その一つの可能性は、地域におけるコミュニティ活動の中心主体の違いである。それぞれの組織や団体の構成員や活動目的が異なれば、活動態様や抱える課題にも当然違いが出てくるものと考えられる。全国アンケートで言えば、「貴市におけるコミュニティ活動を担う中心主体はどのような団体ですか」（上位5つまで）という設問でこの点を確認することができる。

この設問からは、どのような都市の類型であっても、90%を超える都市自治体で「自治会・町内会」がコミュニティ活動の中心的な存在であると認識されていることが読み取れる。本設問については、都市の類型によって明確な差異を読み取ることは困難であるが、相対的な特徴を読み取ることはできよう。

まず、「三大都市圏以外の一般市」では、他の類型と比較して、「老人クラブ・老人会」、「婦人会・女性会」、「消防団」といったような、年齢や性別等からみて、一定の属性を中心に構成されていると想定されるような組織や団体が重要な活動主体となっているようである。このうちの消防団については、必ずしも年齢や性別に限定されないメンバー構成であるが、「消防団員の高齢化」が政策課題となっているように、近年では高齢世代が主な担い手となっている。また、男女比で見た場合にも、女性団員数も増えてはいるが全体の半数を占めるには程遠い状況である。その意味で、「三大都市圏以外の一般市」

表2 コミュニティが抱える課題 (n=464)

	三大都市圏の大都市等	三大都市圏の一般市	三大都市圏以外の大都市等	三大都市圏以外の一般市
地域における人口減少	22.7%	49.6%	51.3%	77.6%
地域における高齢化の進行	95.5%	93.9%	97.4%	93.6%
自治会・町内会加入率の低下	77.3%	67.2%	71.8%	49.2%
活動のリーダーや担い手の不足	95.5%	96.2%	97.4%	91.6%
若者の参画が少ない	59.1%	70.2%	66.7%	62.4%
女性の参画が少ない	4.5%	9.9%	2.6%	12.8%
住民意識、ライフスタイルの変化	61.4%	45.8%	56.4%	42.0%
世帯構成や住居形態の変化	22.7%	13.0%	20.5%	18.4%
在住外国人の増加への対応	9.1%	5.3%	2.6%	4.4%
活動資金の不足	13.6%	11.5%	12.8%	15.6%
自治会・町内会空白地域（未組織地域）の存在	9.1%	13.7%	2.6%	4.8%
その他	4.5%	1.5%	5.1%	2.8%
とくに課題はない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	4.5%	0.0%	0.0%	1.2%

出典：全国アンケート調査結果をもとに筆者作成

では、それぞれが一定の年齢・性別層から構成される組織や団体によって、地域のコミュニティ活動が展開されているという傾向が読み取れる。

一方、「三大都市圏の大都市等」、「三大都市圏の一般市」、「三大都市圏以外の大都市等」では、「三大都市圏以外的一般市」に比べて、相対的にNPO（特定非営利活動法人）の存在感が大きいようである。NPOの分布をみても、三大都市圏や大都市部に多く、「三大都市圏以外的一般市」では、そもそもNPOが地域のコミュニティ活動の中心的な主体となりにくい環境が存在しているということもできよう。

「協議会型住民自治組織」は、「三大都市圏以外の大都市等」では50%を超える自治体で、またそのほかの地域でも25～35%の自治体では中心的な活動主体となっている。

「地域運営組織」については、「三大都市圏以外的一般市」が19.2%で最も大きく、「三大都市圏以外の大都市等」、「三大都市圏の一般市」、「三大都市圏の大都市等」の順となっている。総務省の「令和2

表3 地域におけるコミュニティ活動の中心主体 (n=464)

	三大都市圏の大都市等	三大都市圏の一般市	三大都市圏以外の大都市等	三大都市圏以外の一一般市
自治会・町内会	90.9%	95.4%	92.3%	96.4%
老人クラブ・老人会	27.3%	41.2%	33.3%	45.6%
婦人会・女性会	15.9%	10.7%	7.7%	32.8%
消防団	20.5%	36.6%	15.4%	43.6%
ボランティア団体	25.0%	38.2%	17.9%	25.2%
NPO（特定非営利活動法人）	25.0%	25.2%	23.1%	15.6%
PTA	31.8%	22.9%	35.9%	26.0%
地区社会福祉協議会	40.9%	67.9%	69.2%	35.6%
協議会型住民自治組織	34.1%	27.5%	51.3%	28.0%
地域運営組織	4.5%	11.5%	15.4%	19.2%
協議会型住民自治組織と地域運営組織の両方の性格を有するもの	11.4%	9.9%	17.9%	11.2%
地域自治区	0.0%	1.5%	2.6%	0.8%
その他	13.6%	11.5%	17.9%	6.8%
無回答	6.8%	3.8%	0.0%	0.8%

出典：全国アンケート調査結果をもとに筆者作成

表4 NPOの認証法人数（2021年11月30日現在）

所轄庁	認証法人数	所轄庁	認証法人数
北海道	1,232	徳島県	362
青森県	407	香川県	393
岩手県	479	愛媛県	497
宮城県	411	高知県	338
秋田県	351	福岡県	815
山形県	434	佐賀県	382
福島県	932	長崎県	508
茨城県	860	熊本県	443
栃木県	627	大分県	461
群馬県	802	宮崎県	440
埼玉県	1,769	鹿児島県	862
千葉県	1,604	沖縄県	477
東京都	9,152	札幌市	931
神奈川県	1,489	仙台市	406
新潟県	463	さいたま市	380
富山県	381	千葉市	377
石川県	372	横浜市	1,504
福井県	249	川崎市	362
山梨県	475	相模原市	234
長野県	981	新潟市	260
岐阜県	748	静岡市	333
静岡県	680	浜松市	231
愛知県	1,120	名古屋市	870
三重県	749	京都市	822
滋賀県	588	大阪市	1,424
京都府	524	堺市	264
大阪府	1,792	神戸市	766
兵庫県	1,420	岡山市	284
奈良県	513	広島市	353
和歌山県	384	北九州市	288
鳥取県	303	福岡市	607
島根県	285	熊本市	304
岡山県	468	全国	50,884
広島県	435		
山口県	427		

※「塗りつぶし」は、本稿で「三大都市圏」として整理したエリアを示す。

出典：内閣府 HP「特定非営利活動法人の認定数の推移」を筆者加工

年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 報告書」に掲載されている実態把握調査結果をみても、地方別の地域運営組織を有する自治体の割合は、「中国地方」（69.8%）が最も高く、以下「四国地方」（64.2%）、「北陸地方」（62.7%）となっており、地域差はあるものの、三大都市圏以

外の市町村での形成が進んでいるとも読み取れる。

## 2 自治体行政の活動とコミュニティの活動

### (1) 自治体行政によるコミュニティへの期待

自治体行政がコミュニティの現状や課題等にどのような認識を持っているのかということについては前述のとおりであるが、ここからはより具体的に、「自治体行政はコミュニティとの今後の関係をどのように考えているのか」を検討していく。まず手がかりとするのは、全国アンケートの「個人では対応できない地域課題<sup>3</sup>が発生した場合、基本的にどのように対応していますか。また今後の方向性としては、どのようにお考えですか」（それぞれ択一）という設問である。この設問では、現状と今後のそれぞれについて、「基本的に自治体行政が対応する」、「自治体行政と地域が協働して行う」、「基本的に地域が自ら対応する」のいずれの考えに近いかを選択する方式での回答を求めている。

その結果を概観すると、三大都市圏であるか否かを問わず、一般市では、現状、「基本的に自治体行

政が対応する」という回答が1割程度あったものの、この割合が大きく減少している。また大都市等については、そもそもこのような考え方を採用しているという回答は見られなかった。

都市の類型別にみていくと、「三大都市圏の大都市」では、現状と今後を比較して、「基本的に地域が自ら対応する」の割合が微減し、「自治体行政と地域が協働して行う」が微増している。三大都市圏であるか否かを問わず、一般市では、現状で「基本的に自治体行政が対応する」としていた自治体行政の回答が割れ、今後については「自治体行政と地域が協働して行う」と「基本的に地域が自ら対応する」がそれぞれ微増している。「三大都市圏以外の大都市等」のみ、今後の方向性としての「自治体行政と地域が協働して行う」の割合が減少し、「基本的に地域が自ら対応する」の割合が増加している。

本稿ではこの理由を十分に明らかにすることはできず調査結果の紹介にとどめるが、なぜこのような結果になっているかが示されたのかについては、その背景を探る意義はあるように思われる。

表5 地域課題への対応方針 (n=464)

	三大都市圏の大都市等		一般市		三大都市圏以外の大都市等		三大都市圏以外の一般市	
	現状	今後	現状	今後	現状	今後	現状	今後
基本的に自治体行政が対応する	0.0%	0.0%	9.9%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	1.2%
自治体行政と地域が協働して行う	75.0%	77.3%	62.6%	66.4%	84.6%	79.5%	68.0%	75.6%
基本的に地域が自ら対応する	22.7%	20.5%	21.4%	27.5%	12.8%	17.9%	13.6%	19.6%
その他	2.3%	2.3%	3.8%	2.3%	2.6%	2.6%	4.4%	2.4%
無回答	0.0%	0.0%	2.3%	3.8%	0.0%	0.0%	0.8%	1.2%

出典：全国アンケート調査結果をもとに筆者作成

### (2) 分野別にみるコミュニティへの期待

次に、自治体行政がコミュニティに対して、具体的にどのような分野での活動を期待しているかについて検討する。ここでは、全国アンケートの設問のうち、「(表3で挙げた団体のそれぞれについて)『現状の活動分野』と『(行政として)今後活動を期待する分野』はどのようなものですか(上位3つまで)として回答を求めた設問の結果を紹介する。

地域におけるコミュニティ活動の現状としては、①地域の祭事・イベントに関すること、②環境（清掃・美化、ゴミ・資源、環境保全等）に関すること、③行政からの連絡事項の伝達に関すること、④住民相互の連絡に関すること、⑤集会施設の維持・運営に関することが主なものとして行われている。もっとも、これは表3で示したとおり、大半の自治体で自治会・町内会がコミュニティ活動の中心的な主体であると認識されていることから、自治会・町内会の主な活動内容とほぼ同義であると言えよう。そ

3 全国アンケートの調査票では、「個人では対応できない地域課題」について、ゴミの不法投棄対策、草刈り、住民間トラブル対応等を例示した。

のような観点からこの結果を見ても、違和感はないものと思われる。

一方で、自治体行政が今後のコミュニティ活動に期待したい分野については、①防災・危機管理（地域防災マップの作成、要援護者の避難支援、安否確認等）に関する事、②地域福祉に関する事、③環境（清掃・美化、ゴミ・資源、環境保全等）に関する事、④住民相互の連絡に関する事、⑤地域の祭事・イベントに関する事が上位に挙がっている。上位2位の防災・危機管理、地域福祉については、いずれも地域住民の安心で安全な生活に直結する課題であり、コミュニティにしても自治体行政にしても極めて関心が高い政策課題であると言える。

表5からも分かるように、全体としてみれば、自治体行政の視点からは、自治体行政のみが地域における公共的なサービスの担い手となることを望んでおらず、コミュニティとの協働または地域の自主的な活動に期待することが多くなっているようであり、相次ぐ自然災害や高齢者の増加といった重要な政策課題についてはとくに、コミュニティにより積極的な役割を期待したいという思いがあるものと思われる。

このような自治体行政の思考の背景には、自治体の財政危機や、行政改革に伴う職員数の減少などがあり、今後も増大すると思われる政策ニーズに対して、自治体行政のみではこれを担いえないことに対する危機感もあろう。一方で、表2に挙げたように、自治体行政から「受け皿」としての役割を期待されているコミュニティにおいても多様な課題が指摘されているのである。

日常的な地域福祉や防災・危機管理といったの取組みを持続的なものとし、また相互に連携させるためには、テーマ型のコミュニティのみならず、地域の多様な主体から構成される協議会型住民自治組織や地域運営組織といったタイプのコミュニティの活動にも期待が高まっているものと思われる。

（一部、法律上の位置づけがあるものも今回の調査では取り上げているが）コミュニティの基本的な性格が、ボランティアなものである以上、地域課題に対応する責任は自治体行政にあることになる。もっとも、ここでは、住民に最も身近な行政主体である市町村のみならず、都道府県や国が一定の役割を果たすことも求められるし、また本稿では十分に検討しなかったが、自治体行政と民間企業のとの連

表6 分野別のコミュニティ活動の現状と今後の期待 (n=464)

	現状			今後の期待		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
地域福祉に関する事	14.2%	33.8%	36.4%	49.6%	41.8%	38.4%
空き家・空き地、景観・緑化、エリアマネジメント等に関する事	1.5%	2.6%	1.9%	20.0%	10.6%	6.0%
環境（清掃・美化、ゴミ・資源、環境保全等）に関する事	53.4%	29.1%	20.0%	33.8%	17.9%	13.1%
学校教育（学習支援、コミュニティ・スクール等）に関する事	0.9%	6.3%	7.1%	3.9%	6.7%	8.4%
生涯学習（地域の歴史、文化・スポーツ活動等）に関する事	5.4%	25.9%	18.1%	4.5%	20.0%	15.7%
地域公共交通（デマンド型交通、コミュニティバス等）に関する事	0.0%	1.3%	1.1%	5.0%	8.2%	5.0%
防災・危機管理（地域防災マップの作成、要援護者の避難支援、安否確認等）に関する事	23.1%	25.6%	21.3%	58.6%	34.9%	26.3%
地域の祭事・イベントに関する事	69.0%	48.1%	33.4%	24.1%	25.2%	22.6%
地域の経済の維持・発展に関する事	1.3%	2.8%	2.8%	8.2%	9.5%	5.6%
国際交流・協力に関する事	0.2%	1.5%	0.4%	1.5%	1.5%	1.1%
集会施設の維持・運営に関する事	23.7%	9.5%	3.0%	11.0%	6.0%	1.3%
住民相互の連絡に関する事	44.2%	24.1%	18.5%	26.9%	18.1%	15.1%
行政からの連絡事項の伝達に関する事	46.1%	10.8%	9.7%	20.7%	6.9%	5.2%
地域内で活動する諸団体に対する支援	4.5%	9.7%	6.7%	5.4%	12.9%	10.3%
その他	2.2%	1.5%	3.7%	3.0%	3.0%	3.9%
無回答	2.8%	14.7%	28.0%	5.0%	17.9%	31.3%

出典：日本都市センター編（2020）p.258 に一部加筆

携によりこれに対応することにも大きな意義がある。

### 3 今後の「コミュニティ政策」を考える視点

本稿では、日本都市センターが2019年に実施した全国の都市自治体を対象として実施したアンケート調査の結果をもとに、「都市自治体の行政がコミュニティをどのように認識しているのか」の一端を明らかにすることを試みた。これらの検討からの若干の示唆について、あらためて整理しておきたい。

第一に、コミュニティ活動の主体は、地域によって多様であることを前提としたコミュニティ政策の必要性である。前述のとおり、今日ではいずれの種類の都市自治体においても、自治会・町内会が重要なアクターとなっているが、地域にはこれ以外にも様々な活動主体があり、これらの活動が持続的なものとなるように支援する場合において、それぞれのコミュニティの性質に応じた具体的な施策が求められる。例えば、大都市部において、主としてNPOが当該活動を担っているにもかかわらず、自治会・町内会への加入促進策に注力したとしても、必ずしも十分な政策的効果は得られないかもしれない。

第二に、現実に地域で展開されているコミュニティ活動と自治体行政が期待したい活動の内容には、いわば「ミスマッチ」が生じうる可能性があるという事実の認識である。自治体行政としては、行財政運営の厳しさもあって、コミュニティには現在よりも積極的な活動の展開を期待したい思いがあるという傾向があることが分かったが、これを強要することはできず、またコミュニティの「行政の下請け」化が進めば、当該コミュニティの構成員の活動意欲の減退にもつながりかねない。自治体行政としては、政策の立案や実施の過程における都市内分権の取組みを進め、協議会型住民自治組織や地域運営組織といった多様な主体から構成されるコミュニティと協働していくことが必要となろう。

第三に、コミュニティの活動を促進する施策（「積極施策」）の必要にくわえ、コミュニティの自由な活動を阻害する要因を除去し、その行いやすい環境づくり（いわば「消極施策」）も必要である。ボランティアな性格を有するコミュニティにおいては、構成員の熱意や能力によってその活動の量と質が大

きく左右されることになる。ここにおいては、自治体行政がこれらの組織や団体を対等なパートナーとして認識したうえで、必要な連携に取り組むことが地域住民の福祉の向上につながると言える。ここにあつては、自治体職員の意識改革や、個人情報保護法を含む関連法令の理解促進も必要となってくる。

上記のような視点も踏まえながら、地域にとって必要で効果的なコミュニティ政策を検討することが求められよう。

#### 参考文献・資料

- 総務省（2021）「令和2年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 報告書」
- 日本都市センター編（2020）『コミュニティの人材確保と育成－協働を通じた持続可能な地域社会－』
- \_\_\_\_\_（2022）『子育て家庭の孤立を防ぐ－公民連携に注目して－』
- 内閣府 HP「特定非営利活動法人の認定数の推移」  
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>（最終閲覧日：2022年1月26日）